(別紙）

（案）

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱

１　事業の目的

令和２年２月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（以下「臨時休業」という。）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で１人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による地方負担及び利用者負担の増加について国庫補助を行う。

２　実施主体

　　この事業の実施主体は、都道府県とする。

３　事業の対象

「４　事業の内容」において実施した事業。ただし、報酬の対象となる障害福祉サービス等は令和２年３月２日から春休みの前日までの間に提供されたものに限る。

４　事業の内容

（１）臨時休業に伴い新たに障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合に都道府県が実施した次の事業

①　サービス利用に伴う報酬について「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。（以下「負担金交付要綱」という。）」に定める負担割合に基づき都道府県が負担する事業

②　サービス利用に伴う報酬について負担金交付要綱に定める負担割合に基づき管内市町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）が負担した額について都道府県が全額補助する事業

③　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料（実費負担を除く。以下同じ）を請求する場合であって、請求総額の全額を都道府県が負担する事業

④　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額の全額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の全額を都道府県が補助する事業

（２）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和２年３月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額（以下「サービス増加分報酬差額」という。）について都道府県が実施した次の事業。

新型コロナウイルス感染症防止対策の推進の一環として、支給量の増減に係る手続きを自治体裁量により省略できることとされており、本項はこの特例を用いて支給決定日数より多くのサービスを利用した場合を想定しているが、手続きを省略することなく支給日数を増やした場合や、従前から支給決定より少ない日数のみ利用していた児童が支給決定日数の範囲内でサービス利用を増やした場合についても、同様に従前との差額について補助対象として差支えない。

なお、臨時休業に伴う発生したサービスの増を補助対象としていることから、対象となる利用日は平日であることを想定しているが、サービス利用の態様は多様であることから、都道府県が臨時休業に伴うものと認める場合には、休日の利用分を対象とすることも差支えない。

①　サービス増加分報酬差額について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づき都道府県が負担する事業

②　サービス増加分報酬差額について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づき管内市町村が負担した額について都道府県が全額補助する事業

③　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額の全額を都道府県が負担する事業

④　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の全額を都道府県が補助する事業

（３）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額（以下「休業日切替分報酬差額」という。）について都道府県が実施した次の事業。

①　休業日切替分報酬差額について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づき都道府県が負担する事業

②　休業日切替分報酬差額について、負担金交付要綱に定める負担割合に基づき管内市町村が負担した額について都道府県が全額補助する事業

③　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額の全額を都道府県が負担する事業

④　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の全額を都道府県が補助する事業

（４）臨時休業に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の１０に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という）の算定を増加させた事業所であって、営業時間開始前に支援を行ったもの（営業時間開始前に実施した発達支援について本来の報酬請求を行っていないものに限る。７の（５）も参照）に対し、都道府県が実施した次の事業。

①　営業時間前に行った支援の時間を延長支援加算の時間区分に当てはめて算出した額（以下「営業時間前加算相当額」という）について、全額を都道府県が負担する事業

②　営業時間前加算相当額について、全額を管内市町村が負担した場合に、その全額を都道府県が補助する事業

③　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち営業時間前加算相当額の全額を都道府県が負担する事業

④　サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち営業時間前加算相当額の全部を管内市町村が負担した場合に、その全額を都道府県が補助する事業

５　個人情報の保護

　　　事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

　　また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

　　　なお、上記４に定める事業を実施する都道府県が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

６　経費の補助

　 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

７　実施に当たっての留意事項

（１）本実施要綱において都道府県が認めるとされているものについて、都道府県が認める場合は、管内の各市町村が個別に認めるものとしても差支えない。

（２）補助対象経費の算定に当たり、明確な経費の算定や切り分け（児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者負担が同一世帯で混在している場合等）が困難な場合は、都道府県が認める適切な方法で算定を行うこととして差支えない。

（３）４の（１）③④、（２）③④、（３）③④、（４）③④について、都道府県又は市町村による補助に当たってはサービス提供事業者による代理受領を原則とするが、やむを得ない場合は、支給決定保護者に対する償還払いでも差支えない。

（４）４の（１）①②、（２）①②、（３）①②について、本来の国庫負担分については、本補助金ではなく、通常通り令和２年度の障害児入所給付費等国庫負担金において交付申請を行うこと。

４（４）について財務省と厚生労働省において

対象範囲を協議中のため、

７（５）については追って修正版をお送りいたします

（５）サービス提供事業所が延長支援加算の請求を行うに当たっては、運営規定に定められている営業時間の前後の時間帯に支援を提供した場合に加算を算定することとしているが、本実施要綱４の（４）に定める事業を実施する場合、令和２年３月サービス提供分に関しては、営業時間の後に提供した支援時間についてのみ加算請求を行い、営業時間の前に提供した支援時間については、報酬相当額を本補助金において支払うこととされたい。

（例）８時～16時の８時間営業を行っている事業所において、ある児童を７時30分～17時30分の10時間受け入れた場合。

通常であれば延長支援２時間として123単位（2時間以上単価）を請求すべきところであるが、16時～17時30分の支援提供のみを切り取って加算算定対象とし、92単位（1時間以上2時間未満単価）を請求する。７時30分～８時の支援提供については、61単位（1時間未満単価）相当の額を本実施要綱に基づき補助すること。